

# 会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響に関する一考察

—中国の上場企業を対象として—

魏 巍

九州産業大学

## 要 旨

国際会計基準委員会 (IASC) は 2001 年 4 月に国際会計基準審議会 (IASB) に改組された後、従来の国際的調和を図るという方針から会計基準のコンバージェンスを目指すという方針に変わった。その後、米国財務会計基準審議会 (FASB) および欧州連合 (EU) による国際会計基準 (IAS) (または国際財務報告基準 (IFRS)) に対する動向を受けて、IAS・IFRS とのコンバージェンスが多く国々において進められてきている。

中国においては、北京合意を受けて、2006 年 2 月に、中国財政部が改訂「企業会計準則 (基本準則)」および新規・改訂を含め 38 の企業会計準則 (実施準則) を公布し、それは 2007 年 1 月にまず上場企業を適用対象として施行され、2009 年よりは小企業を除くすべての企業に適用されることになっていた。

本稿においては、中国において会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響を明らかにするために、中国財政部の公表した上場企業を対象とする調査報告書に基づいて検討する。ここにおいては、まず会計基準のコンバージェンスをめぐる中国の環境要因および会計基準のコンバージェンスに関する最近の動向を考察する。次に、3 つの調査報告書を概観し、その分析を行うことにする。そしてそれを受けて、会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響について検討することにする。

## I. はじめに

国際会計基準委員会 (IASC) は 2001 年 4 月に国際会計基準審議会 (IASB) に改組された後、従来の国際的調和を図るという方針から会計基準のコンバージェンスを目指すという方針に変わった (平松 [2008], 20 頁)。その後、米国財務会計基準審議会 (FASB) および欧州連合 (EU) による国際会計基準 (IAS) (または国際財務報告基準 (IFRS))<sup>1)</sup> に対する動向を受けて、IFRS とのコンバージェンスが多くの国々において進められてきている。

中華人民共和国財政部 (以下、財政部と略す) は、2005 年 6 月に「企業会計準則」の改訂を目指して「企業会計準則 (基本準則) (公開草案)」を公表した。また、2005 年 6 月から 2006 年 1 月までの間に 5 回にわたり、21 の実施準則を制定するための公開草案が公表された。

そしてその後、2005 年 11 月には、中国会計準則委員会と IASB とにより会計基準のコンバージェンスを話し合う会議が北京で開催され、財政部副部長兼中国会計準則委員会秘書長の王軍氏と IASB 議長のデビット・トゥイーディー氏とが共同声明に合意し、そこにおいて中国会計基準と IFRS との実質的なコンバージェンスが実現したことを確認した (財政部会計司準則二処 [2005], 88 頁)。

そしてそれを受けて、2006 年 2 月に、財

政部は改訂「企業会計準則 (基本準則)」および新規・改訂を含め 38 の「企業会計準則 (実施準則)」を公布し、これにより国際的会計慣行を採用した会計基準体系が完成することになったと述べている (財政部新聞辦公室 [2006])。「企業会計準則 (基本準則)」と 38 の「企業会計準則 (実施準則)」<sup>3)</sup> は、2007 年より上場企業を対象に施行され、2009 年までに小企業を除くすべての企業に対して施行されることになっていた (王軍 [2006], 14 頁)。

新準則が施行された後、財政部は上場企業における新準則の施行状況を調査するために、調査グループを立ち上げ、2008 年から 2010 年にわたり毎年、調査報告書を公表している。

本稿は、財政部が公表した当該調査報告書を考察することにより会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響を明らかにすることにする。そこで、本稿においては、まず会計基準のコンバージェンスをめぐる中国の環境要因および会計基準のコンバージェンスに関する最近の動向を考察する。次に、3 つの調査報告書を概観し、その分析を行うことにする。そしてそれを受けて、会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響について検討することにする。

## II. 会計基準のコンバージェンスをめぐる中国の環境要因および最近の動向

会計基準のコンバージェンスが行われる国

<sup>1)</sup> 本稿においては、IAS と IFRS をあわせて IFRS と呼ぶことにする。

<sup>2)</sup> 中国会計準則委員会は 1998 年 10 月に設立された中国会計基準制定のための諮問機関である。なお、当該委員会は財政部に所属しており、その委員は財政部により指名されている。

<sup>3)</sup> 本稿では、それらをあわせて「新準則」と呼ぶことにする。

表1 会計基準のコンバージェンスを行う国の類型

会計規制体系	会計情報 資産負債アプローチに基づく会計情報を要求する場合	収益費用アプローチに基づく会計情報を要求する場合
一元的会計規制体系を要求する場合	A	B
二元的会計規制体系を要求する場合	C*	D**

\* 資産負債アプローチに基づく会計情報を主として要求する場合

\*\* 収益費用アプローチに基づく会計情報を主として要求する場合

の国内環境要因に基づいて、それが要求する会計情報のタイプ（資産負債アプローチに基づく会計情報か収益費用アプローチに基づく会計情報か）とそれが要求する会計規制体系のタイプ（一元的会計規制体系か二元的会計規制体系か）により、類型化することにする。そして、その結果を示したのが表1である。

そこで、新準則が制定された当時の中国における会計環境の分析を行ってみると、当時においては会計情報の主要な利用者は相変わらず国家部門であり、証券投資者の重要性は低いことが明らかとなる。そしてそのことから、会計規制体系としては、上場企業を除く企業を対象に収益費用アプローチを採用するとともに、上場企業を対象に資産負債アプローチを採用するという、二元的な会計規制体系が採用されることになると考えられるのである。<sup>4)</sup>

したがって、中国は国内環境要因からすると4類型のうち類型Dに該当することになる。しかし、IASBにおいては会計観として資産負債アプローチに立脚する一元的会計規制体系が採用されていることから、中国においては、会計基準のコンバージェンスは極め

て困難であるといえる。<sup>5)</sup> 言い換えると、中国における会計基準のコンバージェンスには長い移行期間が必要とされ、また二元的な会計規制体系の採用が要請されていることから、IFRSとのコンバージェンスを目指している新準則の施行は上場企業に限定することが望ましいといえる。

しかしながら、新準則はまず2007年1月より上場企業を対象に、2008年1月より大型国営企業、非上場金融・保険企業を対象に、2009年1月より農村信託銀行、中型国営企業を対象に、そして2010年よりは小企業を除くすべての企業を対象に施行されることになった（財政部会計司 [2009 a], 1頁）。<sup>6)</sup> また、2009年9月に、財政部会計司は「中国企業会計準則とIFRSの持続的なコンバージェンスにかかるロードマップ（公開草案）」を発表し、意見聴取の結果、2010年4月に「中国企業会計準則とIFRSの持続的なコンバージェンスにかかるロードマップ」を公布した。しかも、財政部は、これに基づいて中国会計基準とIFRSの実質的コンバージェンスを実現するため、引き続き会計基準のコンバージェンスを行い、2011年にそれは完

<sup>4)</sup> その詳細については、魏 [2009], 123-124 頁を参照されたい。

<sup>5)</sup> その詳細については、魏 [2009], 126-127 頁を参照されたい。

<sup>6)</sup> 新準則が公布された当時には、2009年までに小企業を除くすべての企業に対する施行が予定されていたが、2009年にはその施行が2010年まで延長された。

表2 3つの調査報告書の構成

2008年報告書	2009年報告書	2010年報告書
1, 新準則の有効な施行	1, 財務報告書の分析	1, 上場企業の持続可能な発展
2, 上場企業に対する施行効果	2, 上場企業における施行状況	2, 財務報告書の様式および開示方法の統一, 会計情報の質的向上ならびに資本市場の整備と発展
3, 施行の問題点およびその分析	3, 国内および国外における評価	3, 世界銀行, EUなどからの検証および中国企業の海外進出の環境作りへの貢献
4, 問題を解決するための主要な措置	4, 金融危機に対応するための政策とわが国の主張	4, 公認会計士業界の発展の加速
5, 将来の基本方針	5, 政策に対する提言	5, 会計基準のコンバージェンスの進展とわが国のIFRS制定への参加基盤
	6, 将来の基本方針	

成すると述べている（中華人民共和国財政部[2010], 三）。

以上のことから、中国においては会計基準のコンバージェンスが極めて困難であると考えられるにもかかわらず、IFRSを大幅に導入した新準則の施行が財政部により短期間で押し進められていることがわかる。そこで、新準則の施行状況を考察するために、財政部が公表した調査報告書を検討することにする。

### III. 調査報告書の概要

2008年から2010年にわたり、財政部は次の調査報告書を公表した。<sup>7)</sup>

第1回（2008年7月3日）：「わが国上場企業（2007年度）の新会計準則施行状況に関する調査報告」（以下、2008年報告書と略

す）

第2回（2009年8月3日）：「わが国上場企業（2008年度）の企業会計準則施行状況に関する調査報告」（以下、2009年報告書と略す）

第3回（2010年5月28日）：「わが国上場企業（2009年度）の企業会計準則施行状況に関する調査報告—企業会計準則施行の経済効果に関して—」（以下、2010年報告書と略す）

そして、この3つの調査報告書の構成を示したのが表2である。

なお、紙幅の制約上、本稿では3つの調査報告書の内容を以下の4点に整理して検討することにする。<sup>8)</sup>

<sup>7)</sup> 当該調査報告書には日付がないため、ここで示している公表日は財政部ホームページに公表された日付である。

<sup>8)</sup> 本稿においては、3つの調査報告書における新準則と香港基準との差異に関する部分については検討対象としていない。

## 1. 新準則の施行状況

まず、2008年報告書において、2007年度にほとんどの上場企業が実施準則第38号「企業会計準則の初度適用」に従い新準則への移行を行い、その後、新準則に基づく会計処理および会計報告が行われていたこと、また、実施準則の施行状況に対する分析<sup>9)</sup>から、新準則が有効に施行されていたこと、が述べられている（財政部会計司 [2008]、一）。すなわち、上場企業においては2007年度に新準則への移行が行われ、新準則の施行は有効であったといえる。

次に、2009年報告書において、上場企業が新準則に従い、統一的な財務諸表様式、項目、認識・測定方法に基づいて2008年度の連結財務諸表および個別財務諸表を作成するとともに、新準則に基づいて注記を行い、比較可能な情報を開示したこと、また、2008年度の財務報告書はすべて監査を受けており、監査報告書により財務報告の信頼性が担保されたこと、持続して新準則の有効な施行が行われていたことが述べられている。さらに、新準則の有効な施行は実施準則の施行状況に対する分析からも確認できた<sup>10)</sup>という（財政部会計司 [2009 b]、二）。すなわち、2008年度にも新準則が有効に施行されていたといえる。

さらに、2010年報告書において、新準則が施行された後3年間にわたり、すべての上場企業が新準則に基づいて財務報告書を作成し開示していたこと、測定方法などの情報を財務諸表の注記または附表で開示していたことが述べられている。すなわち、新準則が施

行された後3年間にわたり、すべての上場企業が新準則に基づいて財務諸表を作成していたといえる（財政部会計司 [2010]、二）。

以上のことから、2007年度から2009年度までの3年間に新準則への移行が行われ、新準則は上場企業においては有効に施行されていたといえる。

## 2. 証券市場全体の状況

3つの調査報告書においては、証券市場全体の状況に関する記述が多く認められる。そして、調査報告書においては、上場企業の貸借対照表主要財務指標集計表と上場企業の損益計算書主要財務指標集計表が示されている。このうち、2008年報告書の中では、2007年度の指標と比較する形で2006年度の指標も示されている。それらの集計表の中から重要な項目についてその推移を示したのが、表3および表4である。

まず、表3より、貸借対照表の主要財務指標について全体的に増加がみられることが明らかになる。なかでも、2008年度に流動資産に大幅な増加がみられたが、これは、2008年度に金融危機があったものの、金融危機に対する対応策として、非金融上場企業（1597社）に対して38,907億円の融資が行われたことによる（財政部会計司 [2009 b]、一）。また、2009年度には流動資産を除く資産と流動負債に大幅な増加がみられた。

次に、表4より、損益計算書の主要財務指標の中で利益数値について2007年度は大幅な増加がみられること、その後2008年度に一時的に落ち込んだが、2009年度には回復

<sup>9)</sup> 2008年報告書においては、「棚卸資産」、「投資不動産」など15の実施準則に関する施行状況を提示している。

<sup>10)</sup> しかし、投資不動産の公正価値評価などについては注意が必要であると指摘されていた。

表3 貸借対照表主要財務指標の推移

単位：億円

項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
流動資産	75,939	111,451	166,119	174,416
流動資産を除く資産	264,249	305,091	320,886	444,555
流動負債	269,726	326,673	370,063	487,629
流動負債を除く負債	18,242	21,479	39,682	37,797
株主持分総額	52,220	68,390	77,261	93,545
(株式資本)	21,003	22,571	24,262	26,303
(資本準備金)	14,391	22,402	22,530	27,010
(未分配利益)	7,710	12,130	15,518	20,747

出所：2008年報告書 表3, 2010年報告書 表1より作成。

表4 損益計算書主要財務指標の推移

単位：億円

項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
営業利益	9,056	13,148	10,058	13,978
(公正価値評価損益)	242	117	-501	87
(投資収益)	1,170	2,951	2,481	2,269
営業外損益	145	486	1,067	488
経常利益	9,201	13,634	11,125	14,466
所得税費用	2,436	3,516	2,346	3,144
当期純利益	6,765	10,118	8,779	11,322

出所：2008年報告書 表2, 2010年報告書 表2より作成。

したことが明らかになる。

そして、2007年度における利益の増加は、企業経営活動によるものであり（財政部会計司 [2008], 一）、また、2008年度における業績の悪化は、金融危機による営業費用の増加および多額の資産減価償却損失と公正価値評価損失の計上によるものである（財政部会計司 [2009 b], 一）と説明されている。

以上のことから、証券市場は著しく成長しており、金融危機で一時的に上場企業の経営状況は悪化したものの、政府の対応策の効果により業績は2009年に回復したといえる。

### 3. 施行にあたっての問題点とその対応策

2008年報告書においては、新準則の初年度における施行に関する問題点とその対応策が指摘されている。まず、新準則施行における問題点として以下のものが挙げられている（財政部会計司 [2008], 三）。

#### (1) 新準則の施行における企業間差異の問題

少数の企業では財務報告書を作成するにあたり、新準則の財務報告書形式に関する規定に厳格には従っていなかったこと、また、一部の企業では新準則が要求する重要な会計情報を財務報告書の注記において開示していなかったこと、さらに、一部の企業ではのれん

に対する減価償却費を計上していなかった<sup>12)</sup>ことが挙げられており、これらの一部の企業における施行の不十分さは財務報告書の比較可能性と会計情報の有用性を阻害したと指摘している。

#### (2) 会計上の判断における正確性の問題

一部の企業では公正価値に対する測定に恣意性が存在しており、同一の取引に対して、活発な市場の価格で認識する場合があると同時に、取引当事者の交渉価格で認識する場合もあり、公正価値の信頼性を低下させる場合があったこと、また、少数の企業では固定資産の減価償却費の計上にあたり実際の状況を反映せず、任意に算定した場合があったことが、指摘されている。

#### (3) 企業の会計操作問題

極少数の企業ではあるが、新準則に違反する、前年度に確定した長期資産減損損失の戻入れ、株主債務免除による債務再構築、そして親会社による上場子会社への多額の資金贈与という会計操作が行われていたことが指摘されている。

#### (4) 新基準に対する誤った理解の問題

少数の企業では、金融資産の分類、または債務充当資産の測定に関する新準則の規定について誤った理解をすることにより会計処理の相違を招いたと指摘されている。

それを受けて、2008年報告書においては、以上の問題点に対する対応策として以下のものが挙げられている（財政部会計司 [2008], 四）。

#### (1) 「企業会計準則解説」の改訂

以上の問題について、実地調査と研究を行い、また、関連部門と専門家の意見を聴取した上で、解釈指針を公表するとともに、その後、当該解釈指針、専門家の意見、施行をめぐる問題および2008年報告書を分析した上で、「企業会計準則解説」の改訂を行う。

#### (2) 会計担当者の研修

新準則においては、会計担当者の職業判断が要求されており、そのことから、中国会計学会などの団体を通じて、会計担当者の職業判断能力を高めるため、計画的に新準則のさらなる職業訓練・研修を行う。

#### (3) 監査の強化

新準則の有効な施行には強い監査・管理を行うことが必要であり、そのことから各監査・管理部門が協力し、会計基準に違反する行為に対しては厳しく処罰する。

#### (4) 会計研究の進行

公正価値の実務における適用や商業銀行の会計処理に関する問題について、さらなる研究の必要性を指摘している。

また、2009年報告書においても、投資不動産の公正価値、資産の減損、株式報酬、債務再構築、企業結合<sup>13)</sup>についてさらなる研究の必要性を指摘している。

### 4. 施行による効果

3つの調査報告書、とりわけ2010年報告書においては、新準則の施行の効果に関する記述が多く認められる。そこで、それらを国

<sup>11)</sup> その例として、取引内容、経過状況および算定方法、資産の回収可能価額の算定方法、金融商品のリスクなどが挙げられている。

<sup>12)</sup> のれんを計上している451社のうち、78社が減価償却費を計上しておらず、またそれに関する情報を開示していなかった（財政部会計司 [2008], 三）。

<sup>13)</sup> 2010年報告書は、新準則の施行効果について述べたものであり、施行にあたっての問題点とその対応策についてはふれられていない。

内における効果と国外における効果にそれぞれ分けることにする。

まず、国内における施行効果を挙げると、それには以下のようなものがある。

#### (1) 上場企業の持続的発展

2008年報告書においては、新準則は企業の短期的な利益の追求を防止し、企業の持続的発展を促す効果があると述べている（財政部会計司 [2008]、二）。また、2010年報告書においても、新準則の資産減損、関連事項、長期投資および環境に配慮した処分費用の計上<sup>14)</sup>が、企業の短期的な行為を防止し、企業の持続的発展をもたらすと述べている（財政部会計司 [2010]、一）。

#### (2) 統一的で高品質な会計情報の提供

2010年報告書においては、新準則は財務諸表の様式、注記を統一することにより、会計情報の比較可能性を高めたと述べている。また、新準則は、企業の責任者に捺印を要求することで会計情報の真実性と完全性を保証するとともに、統一的で高品質な会計情報を提供することにより資本市場を完備し、その発展をもたらすと述べている（財政部会計司 [2010]、二）。

#### (3) 証券市場の成長

2008年報告書においては、新準則は企業の純資産および企業価値の変動を表しており、それによって提供される会計情報は投資者にとってより有用であると述べている。（財政部会計司 [2008]、二）

#### (4) 公認会計士業界の発展

2010年報告書においては、新準則の施行は公認会計士にそれに基づいて企業の財務報告書に対する監査を行うことを要求し、その

ことが公認会計士の専門性を高め、国内会計事務所の発展をもたらしたと述べている（財政部会計司 [2010]、三）。

次に、国外における施行効果を挙げると、それには以下のようなものがある。

#### (1) EUによる同等性評価の認可

新準則が施行された後、EUは数回にわたり中国の上場企業における新準則の施行状況を調査するとともに、2008年報告書の分析を行い、その結果、EUは中国企業の施行状況が良好であると認め、2008年4月に、2011年末まで中国証券発行者がEU株式市場で証券を発行するにあたり中国会計基準を使用している場合には、IFRSに基づく調整財務諸表の作成を免除することを認める予定であるという公告を発表したと述べている（財政部会計司 [2010]、三）。

#### (2) IASBおよび世界銀行からの高い評価

IASBは、新準則の中国における施行を重視しており、そのことから2008年報告書の分析を行うとともに、2008年5月に専門家を派遣して中国の上場企業の新準則施行状況について調査し、そしてその後、上場企業、会計事務所、証券会社、投資ファンドなどを集めてワークショップを開催し、新準則の上場企業における有効な施行を確認した。その結果、中国会計準則委員会とIASBは会計基準の持続的なコンバージェンスについて合意したと述べている（財政部会計司 [2009b]、三）。

また、世界銀行は1年間にわたりアンケート調査、現地調査などを行い、2009年10月に『中国の会計監査に関する評価報告』を正式に公表し、中国の会計制度改革は模範的な

<sup>14)</sup> 2008年報告書の公表日はその後の日付になっていることから、当該報告書を国内一般社会に公表するに先立ちEUやIASBなどに提出したことが考えられる。

ものであると評価したと述べている（財政部会計司 [2010], 三）。

### (3) 会計基準のコンバージェンスの実現

新準則の3年間にわたる有効な施行を受けて、2010年4月に財政部は『中国企業会計準則とIFRSの持続的なコンバージェンスにかかるロードマップ』を公布した。そしてそこにおいては、新準則とIFRSとの持続的なコンバージェンスを行うことにより、2011年末までに新準則に対する改訂を完成する予定であると述べている（財政部会計司 [2010], 五）。

以上において、3つの調査報告書の内容についてその概要を明らかにした。そしてそのことから、新準則の上場企業における施行は有効に行われていること、中国の証券市場は健全で大きな成長をとげていることがわかる。さらにそこでは、新準則施行に関する問題点とその対応策が示されているとともに、新準則の施行により国内および国外において高い効果が認められるとしている。

## IV. 調査報告書に対する検討

以上における検討から、財政部が2008年より2010年にわたり公表した3つの調査報告書は新準則の施行効果を明らかにすることにその重点が置かされていたといえる。そこで本節においては、調査報告書の作成者、調査対象、作成背景をさらに検討し、そこからその作成目的を抽出することにする。

### 1. 調査報告書の作成者

2008年報告書の始めに、財政部は上場企

業における新準則の施行状況について調査するため、新準則施行状況調査グループを設置し、上場企業の財務報告書を分析し、5ヶ月間かけてこの調査報告書を作成したと説明している（財政部会計司 [2008]）。そしてそれに先立つ2008年1月に財政部が公表した「上場企業2007年度財務報告に関する財政部の通知」の中に、新準則施行状況調査グループのメンバーリストが添付されていた。このリストによれば、財政部会計司司長の劉玉廷氏がグループ長に、財政部会計司副司長の応唯氏、財政部監督検査局副局長の鄒進興氏および中国公認会計士協会副秘書長の楊志国氏が副グループ長にそれぞれ就任している。また、当該調査グループの他の構成メンバーは財政部会計司、財政部監督検査局、中国公認会計士協会から選出されている（中華人民共和国財政部 [2008], 附件1）。

このことから、調査報告書を作成した新準則施行状況調査グループの主要なメンバーは財政部に所属しており、また財政部会計司の司長がそのトップを兼任していることから、財政部はこの調査報告書の作成を重視しており、財政部がその作成者であるといえる。

### 2. 調査報告書の対象

2008年報告書は、2008年4月30日<sup>15)</sup>までに財務報告書を開示した上海証券取引所と深圳証券取引所に上場している1,570社を対象としていた。ただしそのうち、広東威達集団株式会社、山東九発食用菌株式会社の2社は未開示であったため、調査対象から除外された。

また、2009年報告書は上海証券取引所と深圳証券取引所に上場している1,624社を、2010年報告書は上海証券取引所と深圳証券

<sup>15)</sup> 中国の会計年度は1月1日から12月31日までとされており、財務報告書提出の期限は4月30日である。

表5 調査対象（上海証券取引所・深圳証券取引所）

	2008年報告書	2009年報告書	2010年報告書
調査締切日	2008年4月30日	2009年4月30日	2010年4月30日
上場企業総数	1,572 *	1,624	1,774
調査対象企業	1,570	1,624	1,774
（うち金融業）	27	27	30
調査対象企業増加数	—	54	150

\*「ST威達」と「九発股份」の2社は2008年4月30日に財務報告書を開示していなかったため、調査対象から除外した。

取引所に上場している1,744社をそれぞれ調査対象としていた。

すなわち、3つの調査報告書はすべて上場企業のみを調査対象としているものであり、2007年度については上場企業のみが新準則の施行対象であったものの、2008年度よりその適用対象が上場企業以外に拡大されていたにもかかわらず、それらの企業は調査対象とはされていなかったのである。

### 3. 調査報告書が作成された背景

新準則が施行された後、EUのチャーリー・マクリービィ域内市場・サービス担当委員は、2007年6月11日に財政部副部長の王軍氏と会談し、その翌日に中国会計基準とIFRSとの同等性評価を2008年末までに決定すると表明した。それが実現すれば、アメリカ、日本、カナダに続き中国は同等性評価を得る第4番目の国になる。また、この表明では、EUが中国財政部と会計基準の制定および実施にあたってさらに積極的に、かつ全面的に協力することを明らかにしている。さらに、マクリービィ氏は、同等性評価を得た国はEU証券取引市場に上場する場合に非常に有利であり、中国会計基準が同等性評価を得ることは中国企業がEUに上場する上で影響を与えると述べた（韓 [2007]）。

その一方で、王軍氏はマクリービィ氏に対して、同等性評価について中国会計基準を優先的に扱うことを希望するとともに、同等性評価を得ることを、2008年末を目標に実現させたいと表明した。また、そこにおいて王軍氏は中国監査基準がIFRSおよび国際監査基準と実質的にコンバージェンスしているという状況を説明し、しかも、その中国の監査基準は2007年1月より上場企業と会計事務所で行われており、中国の上場企業による会計情報の質を保証することができると指摘した（李 [2007]）。

それを受けて、2008年11月に、欧州証券委員会（ESC）は2011年まで中国の新準則により作成された財務諸表を報告することを認めるとした（ESC [2008], I）。またその後、2008年12月に、EUは2011年に状況の見直しを行うことを条件に中国会計基準とIFRSの同等性を認める決定を公表した（EU [2008], (7) (11)）。

### 4. 調査報告書の作成目的

2008年報告書においては、当該報告書を作成する理由として、2007年度は上場企業に対する新準則施行の初年度であり、新準則は企業の持続可能な発展の促進および資本市場の発展について重要な意義を持っているこ

とを挙げていた（財政部会計司 [2008]）。また、2009年報告書においては、当該報告書は新準則の施行状況を更に調査するため、世界金融危機が中国経済に与えた影響を明らかにするために作成されたと述べている（財政部会計司 [2009 b]）。

しかし、2008年報告書はEUに提示され（財政部会計司 [2010], 三）、その結果、条件付きではあるが、同等性評価を得た。また、2011年に新準則の施行状況が見直されることになっている。そのことから、調査報告書の作成者が会計基準の制定者および施行者である財政部に所属しており、しかも財政部はEUの同等性評価を得るという目的を持っていたことから、財政部が調査報告書を作成した目的は新準則の施行状況を調査し、その問題点を発見することよりも、EUから会計基準の同等性評価を得ることにあつたといえる。そのことは財政部が公表した文書の中からも読み取ることができる。すなわち、「新準則の施行が中国の会計準則の国際的な認知および同等性評価の獲得に直接的に関係している。…したがって、上場企業における新準則の施行は国内資本市場の発展、中国会計基準の国際的評価およびEUの同等性評価、さらには、中国企業の海外進出にも係わっている。」（財政部新聞辦公室 [2008]）と。

そしてそのことから、施行にあたって問題点が多いと考えられる非上場企業は調査対象とせず、その一方で証券市場の成長、施行に対する政府の努力、公認会計士業界の発展などについて調査報告書に盛り込むことが有効であったといえる。

## 5. 同等性評価を獲得する要因

EUの同等性評価を得ることによって中国会計基準がIFRSと同等であると認められることになり、そのことを通じて海外に上場する企業の財務報告コストを削減させることができる。

しかし、現在、欧州市場に上場している中国企業はわずか10社<sup>16)</sup>であり、EUに上場している企業の財務報告コストを削減させることに同等性評価を獲得する要因があるとはいえない。

そのことから、新準則を導入した背景には、ダンピング問題があるといえる。というのは、中国は世界貿易機関（WTO）に加盟した後、米国、EUなどから市場経済地位を認められていなかったことから、WTOの規則により、ダンピングを提起した国の調査当局は代替国の数値を用いて正常原価を計算する権利を有していたからである。しかも、中国は最大の輸出国としてダンピングの標的となっており、ダンピング問題に立ち向かうためには、会計の国際化が必要であつた<sup>17)</sup>。言い換えると、ダンピング問題を解決するにはEUの同等性評価を得ることが必要であつたのである。

そのため、2008年報告書において新準則施行にあたっての問題点が指摘されているものの、それは一部の企業に認められるにすぎないとしており、その意味でこの調査報告書は施行の効果を強調するものであつたといえる。また、新準則は小企業を除くすべての企業を対象に施行されることから、非上場企業の会計情報についても同等性評価の獲得につ

<sup>16)</sup> そのうち、ロンドン証券取引所に上場している企業は6社、ロンドンAIM市場に上場している企業は4社である（中国海外上場サイト参照，<http://www.globalipo.cn/>）。

<sup>17)</sup> その詳細については、魏 [2008 a]，38頁を参照されたい。

ながることになる。言い換えると、それは、中国企業の公表する財務報告書に対して信頼性を付与することになるのである。

## V. 会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響

上記における検討から、3つの調査報告書は上場企業における新準則の施行状況を明らかにするとともに、それはEUの同等性評価を得ることをその目的としていることを明らかにした。そのため、これら3つの調査報告書では施行の問題点を挙げるよりも、施行の効果をアピールすることにその主眼が置かれていたのである。

しかし、EUの同等性評価を得るために、国内環境要因を無視して会計基準のコンバージェンスを行うことによって多くの問題が引き起こされる可能性があるといえる。なぜなら、同等性評価を得るために行われた新準則の施行により財務報告書の比較可能性の低下および会計操作の発生をもたらす可能性があるからである。

そこでここにおいては、EUの同等性評価を得るために行われた会計基準のコンバージェンスにより財務報告書に対してもたらされた影響について考察することにする。

### 1. 財務報告書の比較可能性の低下

2008年報告書において、施行初年度の問題点として、一部の企業においてとはいえ、新準則の施行における企業間差異の問題、会計上の判断における正確性の問題、新準則に対する誤った理解の問題が指摘されていた(財政部会計司 [2008], 三)。

これらの問題は、会計基準のコンバージェンスが極めて困難である国内環境要因を無視

して、会計基準のコンバージェンスを押し進めたことに起因している。すなわち、これは、企業または会計担当者が従来の会計基準と大きく相違している新準則を十分に理解していないにもかかわらず、新準則の施行が行われたことによるものといえる。

このように、同等性評価の獲得を目的とした会計基準のコンバージェンスは、財務報告作成者の会計基準に対する理解の差異、さらには会計処理に対する差異を生じさせ、その結果として財務報告書の比較可能性を低下させることになったといえるのである。

### 2. 会計操作の発生

2008年報告書において、極少数の企業ではあるが、新準則に違反する、前年度に確定した長期資産減損損失の戻入れ、株主債務免除による債務再構築、そして親会社による上場子会社への多額の資金贈与という会計操作が行われていたことが指摘されていた(財政部会計司 [2008], 三)。また、2009年報告書において、一部の企業に金融危機を背景に過度な資産減損損失を計上し、次期の利益を操作する傾向があることが指摘されていた(財政部会計司 [2009 b], 二)。

中国では、会計制度改革に従う形で監査制度の整備がなされてきたが、新準則の有効な施行を保障するにたる監査制度は未だ十分に整備されてはいなかった。そのような中、新準則の施行が行われたため、会計基準の変更を利用して会計操作が行われることになったといえる。しかも、上場企業を対象として行われた調査の結果からも、自発的に行われた会計変更の主要な要因が赤字企業による利益操作にあることが明らかになっている(顔・張・王 [2009], 110頁)。

このように、同等性評価の獲得を目的とし

た会計基準のコンバージェンスは、会計操作をもたらし、その結果として財務報告書の信頼性を低下させることになったといえるのである。

もちろん、かかる問題点は上場企業においては一部の企業にのみ認められるものであり、それもそれに対する政府の対応策により解決されたとしている。しかし、上場企業においてすらこのような問題が生じたことを考えると、非上場企業においてどのようなことが生じるのか想像するに難くない。しかも、政府により示されている対応策もそれに対する即効薬になるとは思われないのである。

## VI. おわりに

本稿においては、中国財政部が公表した上場企業を対象とする新準則の施行状況に関する3つの調査報告書を分析するにあたり、まず会計基準のコンバージェンスをめぐる中国の環境要因およびそれに関する最近の動向を考察した。次に、3つの調査報告書を概観し、その作成者、その対象、それが作成された背景、さらにはその作成目的について検討した。そして、それを受けて会計基準のコンバージェンスが財務報告に対してもたらした影響について明らかにした。

### 【参考文献】

- 財政部会計司 [2008], 「関与我国上市公司2007年執行新会計準則情况的分析報告」, 2008年7月, (財政部会計司 HP: <http://kjs.mof.gov.cn>).
- [2009 a], 「財政部就企業會計準則解釈第3号徵求意見稿答問」, 2009年5月 (中華人民共和國中央人民政府 HP: <http://www.gov.cn>).
- [2009 b], 「我国上市公司2008年執行企業會計準則情況分析報告」, 2009年8月, (財政部会計司 HP).
- [2009 c], 「中国企業會計準則与國際財務報告準則持續全面趋同路線圖」, 2009年9月, (財政部会計司 HP).
- [2010], 「我国上市公司2009年執行企業會計準則情況分析報告—基於企業會計準則實施的經濟效果」, 2010年5月, (財政部会計司 HP).
- 財政部会計司準則二処 [2005], 「會計國際趋同及國外相關組織近期工作動態」, 『會計研究』, 2005年第12期, 88-90頁。
- 財政部新聞辦公室 [2006], 「中国會計審計準則体系發布会在北京举行」(財政部 HP: <http://www.mof.gov.cn/>).
- [2008], 「財政部會計司負責人就上市公司2007年年報執行新會計準則有關狀況答記者問」, (財政部 HP).
- CESR [2008], CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs, March 2008, the Committee of European Securities Regulators.
- ESC [2008], Summary Record of The 62nd Meeting of The European Securities Committee (Members), 14 November 2008, Working document ESA-14-2008.
- EU [2008], COMMISSION DECISION of 12 December 2008, Official Journal of the European Union, 19 December 2008.
- 國務院国有資産監督管理委員會 [2007], 「関与中央企業執行《企業會計準則》有關事項的通知」, 2007年3月6日 (國務院国有資産監督管理委員會 HP: <http://www.sasac.gov.cn>).
- 韓潔 [2007], 「欧盟2008年底前將就中国企業會計準則是否与之等效做出決定」, 『中国歐盟會計準則等效新聞』(財政部會計準則委員會 HP: <http://www.casc.gov.cn>).
- 平松一夫 [2008], 「會計基準國際化的歷史的経緯と今後の課題」, 『企業會計』, 第60卷第4号, 18-24頁。
- 邝才忠 [2007], 「新會計準則執行对中小企業的影嚮」, 『中国管理信息化』, 第10卷第11期, 45-47頁。
- 李梅影 [2007], 「財政部官員希望會計準則明年底前在欧盟等效」, 『中国歐盟會計準則等效新聞』(財政部會計準則委員會 HP).
- 王軍 [2006], 「関与中国企業會計準則体系建設与實施的若干問題」, 財政部會計司編写組, 『企業會計準則講解2006』, 人民出版社, 1-16頁。
- [2009], 「迎接挑戰加強合作共同推進高質量全球財務報告準則体系的建立和完善」(財政部會計

- 準則委員会 HP)。
- 王昱 [2010], 「Chinese GAPP の初年度適用について」, 『会計』, 第 178 巻第 1 号, 59-74 頁。
- 魏巍 [2008 a], 「中国における会計制度改革に関する一考察—2006 年企業会計準則体系をめぐって—」, 『星陵台論集』(兵庫県立大学大学院), 第 40 巻第 3 号, 23-41 頁。
- [2008 b], 「中国における会計制度改革に関する一考察—会計観の変更をめぐって—」, 『国際会計研究学会年報 [2007 年度]』, 2008 年, 153-167 頁。
- [2009], 「中国における会計制度改革に関する一考察—会計基準のコンバージェンスをめぐって—」, 『経営学論集』(九州産業大学), 第 20 巻第 2 号, 117-134 頁。
- 顔敏・張永国・王秀芬 [2009], 「自発制会計変更与強制性会計変更相関性」, 『当代財經』, 2009 年第 2 期, 106-111 頁。
- 張慶考 [2009], 「非上市公司執行新会計準則調査分析」, 『企業導報』, 2009 年第 9 期, 95-96 頁。
- 中華人民共和国財政部 [2002], 『企業会計準則 2002』, 經濟科学出版社。
- [2006], 『企業会計準則 2006』, 經濟科学出版社。
- [2008], 「財政部関与做好上市公司 2007 年年报工作的通知」, 2008 年 1 月 21 日 (財政部 HP)
- [2010], 「中国企業会計準則与国際財務報告準則持續趋同路線図」, 2010 年 4 月 (財政部 HP)。